

# もう、チェックした？



ま	る	わ	か	り	！		
最		低		賃		金	



最低賃金制度のマスコット  
**チェックマン**

性格：いつでもどこでも、  
最低賃金制度についてチェック。  
確認したらみんなに  
お知らせしたくなる気くばりやさん。

チャームポイント：首元の月輪風チェック型  
アクセサリ（取り外し可能）

特技：みんなの最低賃金の暗算

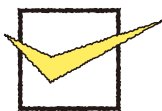
**必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。**

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、  
使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。



今すぐ  
チェック!

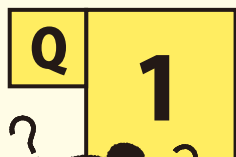
# 最低賃金って、



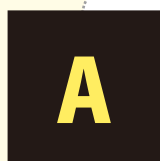
**最低賃金制度は  
働くすべての人に、賃金の  
最低額を保障する制度です。**



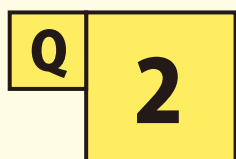
最低賃金は最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めており、使用者(事業主)は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。



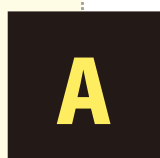
**最低賃金額より低い賃金で  
契約した場合はどうなるの?**



仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。



**使用者が最低賃金を  
支払っていない場合にはどうなるの?**



使用者が労働者に最低賃金未満の賃金しか支払っていない場合には、使用者は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則(50万円以下の罰金)が定められています。なお、特定最低賃金が適用される場合で、特定最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則(30万円以下の罰金)が定められています。



# いったいなんだろう？



最低賃金には、  
「地域別最低賃金」と  
「特定最低賃金」の  
2種類があります。



## 地域別最低賃金

### 内容 ※1

「地域別最低賃金」とは、産業や職種にかかわらず、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金です。都道府県ごとに最低賃金が定められています。

### 適用範囲 ※2

すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして、常用、臨時、パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則として、各都道府県で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

### 最低賃金の決め方 ※3

中央最低賃金審議会※から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会※での地域の実情を踏まえた審議・答申後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長が決定します。  
※公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成。

### 官報公示

### 効力の発生

公示の日から30日経過後または  
公示の日から30日経過後で指定する日

## 特定最低賃金

### 内容 ※1

「特定最低賃金」は、特定の産業について設定されている最低賃金です。関係労使が基幹的労働者を対象として、「地域別最低賃金」よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されており、全国で235件の最低賃金が定められています(平成26年10月1日現在)。

### 適用範囲 ※2

特定地域内の特定産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。

18歳未満または65歳以上の人、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の人、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する人などには適用されません。

### 最低賃金の決め方 ※3

特定の産業について関係労使の申出に基づき、地方最低賃金審議会が必要と認めた場合で、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い、答申後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長が決定します。

### 官報公示

### 効力の発生

公示の日から30日経過後または  
公示の日から30日経過後で指定する日

※1：地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。すべての地域別最低賃金と大部分の特定最低賃金は、時間額で定められています。ただし、一部の特定最低賃金は、日額と時間額が定められています。この場合、日額は日給制の労働者に、時間額は日給制以外の時間給制・月給制などの労働者にそれぞれ適用されます。

※2：一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれがあるため、次の①～⑤の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可※を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- ①精神または身体の障害により著しく労働能力の低い方  
②試用期間中の方  
③基礎的な技術等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方  
④軽易な業務に従事する方  
⑤断続的労働に従事する方

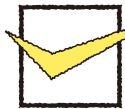
※最低賃金の減額の特例許可申請書(所定様式)2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

※3：中央および地方最低賃金審議会では、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら最低賃金の審議を行い決定します。地域別最低賃金は、

- ①労働者の生計費  
②労働者の賃金  
③通常の事業の賃金支払能力

を総合的に勘案して定めるものとされており、「労働者の生計費」を考慮するにあたっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

# 働く人や雇う人、すべての



**都道府県ごとに決められていて  
すべての人に適用されます。**

地域別最低賃金はすべての労働者とその使用者に、  
特定最低賃金は特定産業の基幹的労働者とその使用者に  
適用されます。



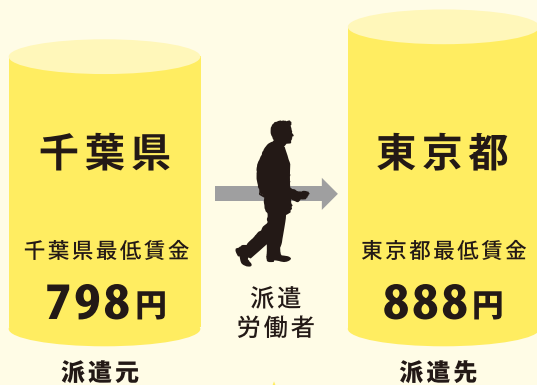
地域別最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして、常用、臨時、パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則として、各都道府県で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

**派遣労働者の場合は**

**派遣先の最低賃金が  
適用されます。**

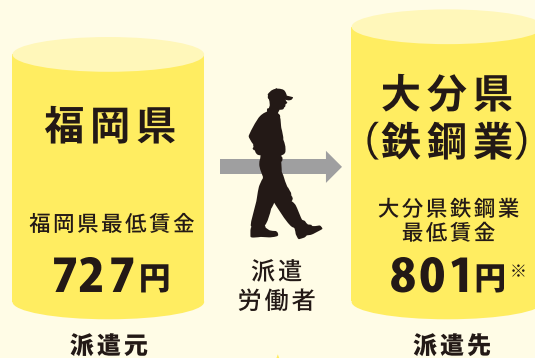
派遣労働者には、派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣元の使用者とその労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

**1** 派遣先の事業場が他地域にある例



派遣先の東京都最低賃金(888円)が適用されます。

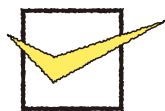
**2** 派遣先の事業場に  
特定最低賃金が適用されている例



派遣先の大分県鉄鋼業最低賃金(801円)が適用されます。

※金額は平成26年9月30日現在のものです。

# 人に適用されるんだっ!



## 支払われる賃金額<sup>※</sup>を時間給に 換算し、適用される最低賃金額 以上かをチェックしよう!



※最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

### 最低賃金額との比較方法

#### 1 時間給の場合

▶ 時間給  $\geq$  最低賃金額(時間額)

#### 2 日給の場合

▶ 日給  $\div$  1日所定労働時間  $\geq$  最低賃金額(時間額)

ただし、日額が定められている特定最低賃金が適用される場合には、

日給  $\geq$  最低賃金額(日額)

注) 日給を所定労働時間数で除した場合に、その金額が地域別最低賃金額を下回る場合には当該地域別最低賃金が適用されます。

#### 3 月給の場合

▶ 月給  $\div$  1か月所定労働時間  $\geq$  最低賃金額(時間額)

#### 4 上記1~3の 組み合わせの場合

例えば基本給が時間給制で各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記の1、3の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額(時間額)と比較します。

#### 事例 1 ○○県で働くAさんの場合(月給制)

① Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないので、  
 $160,000円 - 8,000円 = 152,000円$

② この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、  
 $152,000円 \div 1か月所定労働時間(160時間) = 950円 > 800円$   
であり、最低賃金額以上となっています。



基本給(月給)	127,000円
職務手当	25,000円
通勤手当	8,000円
合計	160,000円

1か月所定労働時間	160時間
○○県最低賃金	800円

#### 事例 2 △△県で働くBさんの場合(日給制と月給制の組み合わせの場合)

① 基本給(日給制)を時間額に換算すると、  
 $5,000円 \div 1日所定労働時間(8時間) = 625円$

② Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないので、  
職務手当(月給制)を時間額に換算すると、  
 $24,000円 \div 1か月所定労働時間(160時間) = 150円$

③ 上記①と②を合計すると、 $625円 + 150円 = 775円 < 800円$   
となり、最低賃金額を下回るようになります。



基本給	100,000円
(=5,000円×20日)	
職務手当	24,000円
通勤手当	8,000円
合計	132,000円

1日所定労働時間	8時間
1か月所定労働時間	160時間
△△県最低賃金	800円

# 地域別最低賃金一覧 (47都道府県)

( )内は、平成25年度最低賃金額

都道府県名	最低賃金額【円】	前年比【円】	発効日
北海道	748 <sup>(734)</sup>	14↑	平成26年10月8日
青森	679 <sup>(665)</sup>	14↑	平成26年10月24日
岩手	678 <sup>(665)</sup>	13↑	平成26年10月4日
宮城	710 <sup>(696)</sup>	14↑	平成26年10月16日
秋田	679 <sup>(665)</sup>	14↑	平成26年10月5日
山形	680 <sup>(665)</sup>	15↑	平成26年10月17日
福島	689 <sup>(675)</sup>	14↑	平成26年10月4日
茨城	729 <sup>(713)</sup>	16↑	平成26年10月4日
栃木	733 <sup>(718)</sup>	15↑	平成26年10月1日
群馬	721 <sup>(707)</sup>	14↑	平成26年10月5日
埼玉	802 <sup>(785)</sup>	17↑	平成26年10月1日
千葉	798 <sup>(777)</sup>	21↑	平成26年10月1日
東京	888 <sup>(869)</sup>	19↑	平成26年10月1日
神奈川	887 <sup>(868)</sup>	19↑	平成26年10月1日
新潟	715 <sup>(701)</sup>	14↑	平成26年10月4日
富山	728 <sup>(712)</sup>	16↑	平成26年10月1日
石川	718 <sup>(704)</sup>	14↑	平成26年10月5日
福井	716 <sup>(701)</sup>	15↑	平成26年10月4日
山梨	721 <sup>(706)</sup>	15↑	平成26年10月1日
長野	728 <sup>(713)</sup>	15↑	平成26年10月1日
岐阜	738 <sup>(724)</sup>	14↑	平成26年10月1日
静岡	765 <sup>(749)</sup>	16↑	平成26年10月5日
愛知	800 <sup>(780)</sup>	20↑	平成26年10月1日
三重	753 <sup>(737)</sup>	16↑	平成26年10月1日

都道府県名	最低賃金額【円】	前年比【円】	発効日
滋賀	746 <sup>(730)</sup>	16↑	平成26年10月9日
京都	789 <sup>(773)</sup>	16↑	平成26年10月22日
大阪	838 <sup>(819)</sup>	19↑	平成26年10月5日
兵庫	776 <sup>(761)</sup>	15↑	平成26年10月1日
奈良	724 <sup>(710)</sup>	14↑	平成26年10月3日
和歌山	715 <sup>(701)</sup>	14↑	平成26年10月17日
鳥取	677 <sup>(664)</sup>	13↑	平成26年10月8日
島根	679 <sup>(664)</sup>	15↑	平成26年10月5日
岡山	719 <sup>(703)</sup>	16↑	平成26年10月5日
広島	750 <sup>(733)</sup>	17↑	平成26年10月1日
山口	715 <sup>(701)</sup>	14↑	平成26年10月1日
徳島	679 <sup>(666)</sup>	13↑	平成26年10月1日
香川	702 <sup>(686)</sup>	16↑	平成26年10月1日
愛媛	680 <sup>(666)</sup>	14↑	平成26年10月12日
高知	677 <sup>(664)</sup>	13↑	平成26年10月26日
福岡	727 <sup>(712)</sup>	15↑	平成26年10月5日
佐賀	678 <sup>(664)</sup>	14↑	平成26年10月4日
長崎	677 <sup>(664)</sup>	13↑	平成26年10月1日
熊本	677 <sup>(664)</sup>	13↑	平成26年10月1日
大分	677 <sup>(664)</sup>	13↑	平成26年10月4日
宮崎	677 <sup>(664)</sup>	13↑	平成26年10月16日
鹿児島	678 <sup>(665)</sup>	13↑	平成26年10月19日
沖縄	677 <sup>(664)</sup>	13↑	平成26年10月24日
全国加重平均額	780 <sup>(764)</sup>		



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

ウェブでチェック！

最低賃金制度

検索

スマホでチェック！

